

様式第1号（第5条関係）

特定開発事業実施届出書

年 月 日

赤 穂 市 長

住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者名

電話番号

メールアドレス

赤穂市生活環境の保全に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定開発事業の種別			
事業計画の概要	事業区域の位置		
	事業区域の面積		
	事業区域の用途地域		
	関係法令等		
	事業の内容		
	事業期間	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
	設計者 住所・氏名	住所 氏名	TEL
	工事施行者 住所・氏名	住所 氏名	TEL
添付図書	1. 誓約書 2. 説明会開催結果報告書 3. 工事中の公災害防止対策に関する計画資料 4. 工事中の交通安全対策等に関する計画資料 5. 現況図・現況写真 6. 位置図・付近見取図 7. 特定開発事業の計画図 8. その他市長が必要と認める書類		

誓 約 書

年 月 日

赤 穂 市 長

事 業 主 住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者名

電話番号.....メールアドレス

設 計 者 住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者名

電話番号.....メールアドレス

工事監理者 住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者名

電話番号.....メールアドレス

工事施行者 住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者名

電話番号.....メールアドレス

このたび赤穂市 _____ に於ける _____
については、「赤穂市生活環境の保全に関する条例」に基づく市の指導に従い関係住民等との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が起こった場合は、誠意をもってその解決にあたることを誓約します。

説明会（事前協議）開催結果報告書

<p>説明会（事前協議）の結果を報告します。この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">赤穂市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">報告者 氏名 電話番号 メールアドレス</p>	
特定開発事業者	
説明会 （事前協議） 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
開催場所	
出席者	住民側
	事業主側
<p>※ 説明会（事前協議）内容については、説明内容、配布資料の有無及び相手方の意見又は要望を記入して下さい。</p>	

特定開発事業実施届出参考資料

工事中の公害及び災害の防止対策			
(1) 特定建設作業の種類			
(2) 作業地周辺家屋の事前調査			
(3) 特定開発事業を行う場合の 遵守事項	道路又は水路の付け替え	有 ・ 無	
	幹線道路との取り付け道路の設置	有 ・ 無	
	造成地盤又は土石採取跡地の法面 等の崩壊防止対策	有 ・ 無	
	工事現場からの汚水	有 ・ 無	
	土石採取跡地の緑化復元計画	有 ・ 無	
	電波障害・日照障害等の対策	有 ・ 無	
工事中の交通安全対策			
(1) 工事用車両の一日当りの 延べ運行回数及びその作業 の継続日数	運 行 回 数	最大 平均	往復／一日当り 往復／一日当り 日
(2) 交通事故防止監視員			
(3) 交通安全施設の設置			
(4) 運行車両の種類			
(5) 地元説明会の実施			
備考			

工事中の公害及び災害の防止対策に関する基準

(1) 特定建設作業に係る設備基準

【 作業地の境界線から50メートル以内に住宅がある場合 】

作業の種類	設 備 基 準	届 出 内 容
① 杭打機等を使用する作業	1. 当該作業又は当該建設工事完了までの期間おおむね一定の場所に固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. 杭打作業は、アースオーガ工法又はこれと同等以上の防音・防振効果を有する工法により施工すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
② びょう打機を使用する作業	1. 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業は、可能な限り地上部で行うこと。 3. 作業時には、金属性資材を防音材で被覆すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
③ さく岩機、プレーカー又は舗装版破砕機を使用する作業	1. 作業地の住宅に面する境界線上に作業現場の高さより1メートル以上の高い防塵設備を設置すること（建物内で作業をする場合を除く） 2. 動力源としてガソリン又は、ディーゼルエンジンを使用する場合には、防音設備を設置すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
④ 空気圧縮機を使用する作業	1. 塗装又はモルタル吹付作業する場合には、塗料飛散防止カバーを設置すること。 2. 原動機には防音設備を設置すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
⑤ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	1. 全工程密閉構造のプラントを設置すること。 2. 排水は本規則別表第4の2の(3)排水処理施設の設備基準の⑫に準じた処理又は循環使用する。 3. アスファルトプラントの煙突高は15m以上とすること。 4. 骨材の搔寄作業は自動機械設備により行うこと。 5. 作業場内及び進入路に散水設備を設置すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
⑥ コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は破壊作業	1. 解体建物の周囲に当該建物の高さより1メートル以上高い防音設備を設置すること。 2. 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 3. 散水設備を設置すること。 4. 火薬又はこれに類する爆破物は使用しないこと。 5. 破壊しようとする建築物が道路に接している場合には作業実施中は危険防止監視員を常置すること。 6. 作業機械及び残材は、作業完了後迅速に撤去すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
⑦ ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	1. 左欄の掘削機械は、必要最小規模のものを使用すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)

工事中の公害及び災害の防止対策に関する基準

(1) 特定建設作業に係る設備基準

【 作業地の境界線から50メートル以内に住宅がない場合 】

作業の種類	設 備 基 準	届 出 内 容
① 杭打機等を使用する作業	1. 当該作業又は当該建設工事完了までの期間おおむね一定の場所に固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. ディーゼルハンマーを使用する作業には、油煙飛散を防止する対策措置を講ずること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
② びょう打機を使用する作業	1. 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業は、可能な限り地上部で行うこと。 3. 作業時には、金属性資材を防音材で被覆すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
③ さく岩機、ブレイカー又は舗装版破碎機を使用する作業	1. 動力源としてガソリン又は、ディーゼルエンジンを使用する場合には、防音設備を設置すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
④ 空気圧縮機を使用する作業	1. 原動機には防音設備を設置すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
⑤ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	1. 排水は本規則別表第4の2の(3)排水処理施設の設備基準の⑩に準じた処理又は循環使用する。 2. アスファルトプラントの煙突高は15m以上とすること。 3. 作業場内及び進入路に散水設備を設置すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
⑥ コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は破壊作業	1. 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 2. 散水設備を設置すること。 3. 破壊しようとする建築物が道路に接している場合においては作業実施中は危険防止監視員を常置すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)
⑦ ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	1. 左欄の掘削機械は、必要最小規模のものを使用すること。	(作業の有無) 有 ・ 無 (対策)